

「国家公務員のテレワークに資する勤務時間の在り方に関する研究会」報告書の概要

1. 在宅勤務導入に当たっての視点

公務への在宅勤務の導入は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現、人材の確保・有効活用、効率的な働き方の実現、より働きやすい環境の整備、IT化の進展による仕事の進め方・業務管理の変化への対応といった公務をめぐる課題や状況変化との関係で考えることが必要

2. 導入の進め方

- (1) 公務においても、業務の効率化を図りつつ、職員の創意工夫をより生かす方向で仕事の進め方や業務管理の在り方を見直し、働き方の多様化・柔軟化を進めることを検討していくことが必要
- (2) 在宅勤務の導入に当たっては、公務における業務管理の状況を踏まえつつ、段階的に進めることが適当。当面、現行制度の下でも可能な条件整備に努めることが課題
- (3) 今後、在宅勤務の実施範囲が拡大し一般化していく中で、必要に応じ、より弾力的な勤務時間制度の導入など制度改正による対応の検討が課題
- (4) 在宅勤務の対象となる業務は、仕事の進め方や業務管理の在り方を考慮し、各職場ごとに適否を幅広く検討することが必要

3. 在宅勤務実施上の主な課題の検討

- (1) 職員の意識改革等
職員に対する周知、在宅勤務に対する理解の促進、職場内コミュニケーションの円滑化や、幹部職員等の意識改革・理解の促進が重要
- (2) 人事評価制度
在宅勤務者を含む職員を公平かつ適切に評価するとともに、業務の成果に着目して評価する人事評価制度を整備することが必要
- (3) 勤務時間管理
当面は、早出遅出勤務や育児短時間勤務など、利用可能な制度を併せて活用しつつ、現行制度の枠内で勤務時間管理を行うこととするのが現実的。導入がある程度進んだ段階で、必要に応じ、より柔軟な勤務が可能となるような方向で勤務時間制度の見直しの検討を行うこととするのが適当。また、在宅勤務時の超過勤務の抑制が必要。
- (4) 業務管理
働き方を多様化・柔軟化する方向で業務管理の在り方を見直す中で在宅勤務を導入することが望ましい。個々の職員の業務や役割の範囲の明確化など業務管理の見直しを進めることが必要
- (5) 健康安全管理
職員に対する適切な指導、使用者の安全配慮の在り方についての検討が必要
- (6) 費用負担
業務使用と私的使用とを可能な限り明確に分け、機器等の確保や費用負担についての基準を明確にすることが必要

4. 育児・介護目的の在宅勤務

育児・介護を行う職員に在宅勤務という勤務形態を選択できるようにすることは重要。また、在宅勤務の導入の進め方として、育児・介護のようにニーズがあるケースから始め、対象事由を拡大していく方法も有効